

- 04 朝倉市表彰式
- 06 集団健診が始まります
- 08 市役所の組織機構を変更します
- 29 新たな地域おこし協力隊員を紹介
- 32 いざ出陣！秋月鎧揃え

今号は3月20日時点で作成しています。
掲載している内容は変更・中止もあり
えますので、必ずご確認ください。

統一地方選挙始まる！

(詳しくは2Pへ)



◎ 明るい選挙キャラクターめいすいくんの朝倉市役所議場訪問





投票日

福岡県議会議員一般選挙 4月9日(日)

朝倉市議会議員一般選挙 4月23日(日)

※告示日までに立候補者の届出が定数を超えなかった場合は無投票となり、入場整理券や選挙公報の送付は行われません。

投票できる人

次の要件をすべて満たす人

【県議会議員一般選挙】

- ①平成17年4月10日までに生まれた
- ②令和4年12月30日までに転入届を行い、朝倉市の選挙人名簿に載っている

※福岡県外に転出した人や刑事罰などによる欠格者は除く。

【市議会議員一般選挙】

- ①平成17年4月24日までに生まれた
- ②令和5年1月15日までに転入届を行い、朝倉市の選挙人名簿に載っている

※朝倉市外に転出した人や刑事罰などによる欠格者は除く。

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、期日前投票が始まるまでに送付する予定です。入場券が届かない場合は、お問い合わせください。また、入場券を紛失しても本人確認をしたらうえ、投票できます。

投票所の場所

投票場所は、投票所入場整理券に記載されています。また、市HPからも確認できます。

※三奈木・志波投票所は工事が行われています。気を付けてお越しください。



投票時間

投票時間は7時～20時です。

※佐田・黒川投票所は19時まで。

投票の仕方

「記名式投票」です。投票用紙に投票しようと思う候補者氏名を書いて投票してください。



(公財)明るい選挙推進協会ホームページから

投票日に投票所へ行けないとき

【期日前投票】
投票日に仕事や外出などで投票所に行くことができない人は「期日前投票」ができます。

- 期間
 - 《県議会議員一般選挙》4月1日(土)～8日(土)
 - 《市議会議員一般選挙》4月17日(月)～22日(土)
 - 時間：8時30分～20時
 - 場所
 - ・市選挙管理委員会事務局(本庁1階)
 - ・朝倉支所101会議室(1階)
 - ・杷木支所1階ロビー
- ※いずれの場所でも投票できます。
- 必要なもの
投票所入場整理券または本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)

【①不在者投票】

次のいずれかに該当する人は「不在者投票」ができます。

- ・仕事などで市外に滞在している
- ・「不在者投票請求書・宣誓書」(市HPにも掲載)で、投票用紙を請求してください。投票用紙を送付しますので、滞在地の選挙管理委員会へ投票してください。

▲市HP

【表1】

手帳の種類	区分	程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【表2】

手帳の種類	区分	程度
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

院(入所)している

県選挙管理委員会の指定を受けた病院や施設などに入院(入所)中の人は、その施設内で不在者投票をすることができます。各施設の事務所にお問い合わせください。

【②郵便等投票】

表1に該当する人は、郵便などによる不在者投票ができます。この制度を利用するためには事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。自分で投票の記載ができない人で、表1・表2の両方に該当する場合は、代理記載制度を利用できます。

【③新型コロナウイルス感染症に係る特別郵便等投票】

新型コロナウイルス感染症で「自宅療養」または「宿泊療養」しており、投票用紙等の請求時点で外出自粛要請または隔離・停留の措置にかかる期間が次の期間と見込まれる人は特別で郵便等投票ができます。

※濃厚接触者は対象外。

《県議会議員一般選挙》
4月1日(土)～8日(土)

《市議会議員一般選挙》
4月17日(月)～22日(土)

字が書けないとき

病气やけがなどで字が書けない場合は「代理投票」ができます。2人の係員が立ち会い、本人の代理で投票用紙に記載するものです。希望する人は、投票所で係員にお尋ねください。

※家族や付き添いの人が代理で投票することはできません。

点字で投票したいとき

目の不自由な人は、点字器を使用した点字投票ができます。点字器はすべての投票所に準備していますので、係員にお尋ねください。

選挙公報

立候補者の公約をまとめた選挙公報は、投票日の2日前までに各世帯へ送付する予定です。

また、市HPに掲載し、期日前投票所にも設置します。

開票

開票は、即日開票です。

《県議会議員一般選挙》4月9日(日)

《市議会議員一般選挙》4月23日(日)

《共通》

■時間：21時15分開始

■場所：朝倉体育センター



みんな投票に行こう！





●自治表彰
井上和貴さん
(金川)

①少年補導員(14年)
②名誉ある表彰をいただき、誠にありがとうございます。今後も子どもたちへの見守り等、継続したいと思えます。



●自治表彰
小幡金治さん
(安川)

①スポーツ推進委員(12年)
②小学校や老人会等の体力測定、川添少年マラソンや研修会等、楽しく活動させていただきありがとうございました。



●一般表彰
富田和英さん
(甘木)

①公衆衛生功労(14年)
②このたびはありがとうございます。これからも医療を通じて地域に貢献していきたいと思えます。



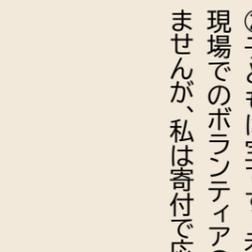
●自治表彰
長野京子さん
(金川)

①健康づくり推進員(12年)
②このような表彰をいただき、身に余る光栄で恐縮です。今後も地域に貢献できるよう努めてまいります。皆さまに感謝です。



●自治表彰
小江都美江さん
(志波)

①少年補導員(20年)
②「え、私が!？」と驚きました。少年補導は杷木支部の仲間のおかげで続けてこれました。感謝しかありません。ありがとうございます。



●一般表彰
内田昭生さん(甘木)
①寄附功労
②子どもは宝です。未来の宝石です。現場でのボランティアの方々には及びませんが、私は寄付で応援します。



●一般表彰
大福メタルエイト株式会社
代表取締役 福岡期徳さん

①寄附功労
②これからも朝倉市に貢献できる企業を目指し、社員一同精進してまいります。誠にありがとうございます。



●一般表彰
国際ソロプチミスト甘木
名誉会長 北野緑さん

①寄附功労
②国際ソロプチミスト甘木として40年間女性と女兒の地位向上のため活動してきたことを誇りに思います。



●自治表彰
北嶋将治さん
(立石)

①少年補導員(12年)



●自治表彰
廣渡利秀さん
(甘木)

①少年補導員(14年)



●自治表彰
林一雄さん
(高木)

①消防団員(33年)

令和4年度 朝倉市表彰式



令和4年度 朝倉市表彰式

市の発展や地域社会に貢献した11人・2団体を表彰

2月25日、朝倉地域生涯学習センターで、令和4年度朝倉市表彰式を行いました。

式典では、林市長が「皆さま方の率先垂範、献身的なご功労は、常に深く感銘しているところでございます。その豊富な経験と幅広い知識を生かしていただき、今後とも、一層のご支援、お力添えを賜りますようお願い申し上げます」とあいさつし、表彰状と記念品を手渡しました。



●自治表彰
矢野稔さん
(高木)

①消防団員(34年)
②このたびは名誉ある表彰を賜り、心より感謝申し上げます。今後も消防活動に協力させていただきたいと存じます。



●自治表彰
宮崎成光さん
(三奈木)

①教育長(14年)
②教育行政に取り組んだ14年。皆さま方のご指導ご支援に感謝致します。さらなる本市の発展を祈念しています。

被表彰者紹介

- ①功績・在職期間など
- ②本人コメント
- ※写真・コメントは了解を得た人のみ紹介しています。

20歳以上の女性の皆さんへ 個別子宮頸がん検診

集団健診以外に指定の医療機関でも子宮頸がん検診を実施しています。受診を希望する人は、事前に医療機関に予約してください。

■実施期間…4月1日～令和6年3月31日

※日曜・祝休日は除く

■対象…朝倉市に住民票がある20歳以上の女性

※市が行っている住民健診での受診は、年度内1回

■実施場所(指定医療機関)

・富田産婦人科医院(甘木、☎ 22-2234)

・朝倉医師会病院(来春、健診科直通 ☎ 28-7067)

※朝倉医師会病院での検診は、火曜(午前)、金曜(午後)

■料金…1000円

※令和5年度に21歳(平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ)になる人には、子宮頸がん検診無料クーポン券を5月上旬ごろ送付予定

※生活保護受給者で生活保護受給証明書を提出した人は無料

■持ってくるもの

子宮頸がん検診無料クーポン券(対象者のみ)

住所・氏名・年齢が確認できるもの(マイナンバーカード・健康保険証・運転免許証など)

子宮頸がんは20～30歳代で増えています。20歳以上の女性は、1年に1回は検診を受けましょう。



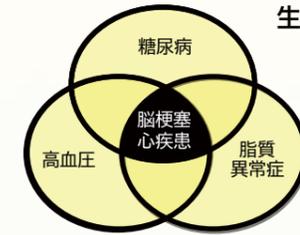
あなたとあなたの大切な人のために――。

令和5年度集団健診が始まります(5月～10月)

早期発見がカギ

生活習慣病やがんは、気づかないうちに進行し、重症化してしまっていることが少なくありません。

感染を心配して、健診の受診をためらう人もいますが、がんや脳血管疾患、心疾患などを早期に発見する機会を逃さないためには、定期的な健診の受診が大切です。



生活習慣病最大の特徴

…… 無症状!

生活習慣病の重なりが多くなればなるほど、脳梗塞や心疾患などの発症リスクが高まります。

健診は

受診した後が肝心

特定健診を受診した人には、健診結果に応じて専門家(保健師・管理栄養士など)が健診結果の見方や自分の生活スタイルに合わせた改善方法を支援します。ぜひ活用してください。



詳しくは、3月中旬に発送した「住民健診のご案内」や市HPをご確認ください。



▲市HP

《受診可能な項目と料金》あなたが集団健診で受診できる項目と料金は?

加入保険	朝倉市国民健康保険(特定健診とがん検診などの対象となります)								
	福岡県後期高齢者医療に加入の75歳以上(後期高齢者健康診査とがん検診などの対象となります)								
	朝倉市国民健康保険以外(がん検診などの対象となります)								
受診項目	特定健診	がん検診など							がん検診など
		後期高齢者健康診査	肺がん(65歳以上は結核検診込み)	胃がん	大腸がん	乳がん(女性のみ)	子宮頸がん(女性のみ)	前立腺がん(男性のみ)	
内容	血液検査 身体測定 尿検査 心電図 診察など	血液検査 身体測定 尿検査 診察など (心電図なし)	問診 胸部X線検査 (問診により対象者は喀痰検査追加可能)	問診 胃腸X線検査	問診 便潜血反応検査	問診 マンモグラフィ検査(※2)	問診 子宮細胞診	問診 血液検査(PSA)	問診 血液検査 (B型・C型肝炎検査)
年齢(※1)	20～39歳	40～49歳	50～69歳	70～74歳	75歳以上				
	1000円		500円 (喀痰検査も受診する場合は500円追加)	1000円	500円	1500円	1000円	1000円	500円

※1 令和6年4月1日現在の年齢です(特定健診は75歳の誕生日前日まで、後期高齢者健康診査は75歳の誕生日以降に受診可)。

※2 マンモグラフィ検査は、2年に1回のみ受診。

※3 肝炎ウイルス検査は、過去に検査を受けたことがない人が対象となります。

受診には予約が必要です。早めに予約を!

予約専用電話

☎ 0800-1707-531(無料、平日9時～17時)

※8月14日・15日を除く

インターネットからも予約できます

予約専用サイトはこちら▶▶▶

(24時間対応)



高齢者の皆さんへ 肺炎球菌の定期予防接種

成人用(高齢者)肺炎球菌の予防接種に対し、費用の一部を市が負担する定期予防接種を実施します。定期予防接種の対象となる人は、毎年度変わります。

令和5年度の対象者には、4月中旬に郵送で予診票などとお知らせしますので、接種の機会を逃さないようご注意ください。

■対象…朝倉市に住民票があり次の①または②に該当する人

ただし、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は対象外です。

①令和5年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる

②60歳以上65歳未満で、心臓などの機能に自己の身の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいや、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある(詳しくは、医師にご相談ください)

■予防接種期間…4月1日～令和6年3月31日

※期間中であれば誕生日を迎えていなくても接種可能

■接種回数…1回

■自己負担額…3000円

※生活保護受給者で生活保護受給証明書を提出した人は無料

■必要なもの…成人用肺炎球菌定期予防接種予診票(医療機関には置いていません)、住所・氏名・年齢が確認できるもの(マイナンバーカード・健康保険証・運転免許証など)

接種場所など詳しくは、送付する通知をご覧ください。



朝倉市役所(代表)(☎ 22-1111 FAX 22-1118)

※問合せ・申込先は、8 ページでお知らせした令和 5 年 4 月 1 日からの新しい組織名称を記載しています。
新設や変更のある組織の電話番号は、代表番号を記載しています。

令和 5 年度も引き続き実施します

新型コロナワクチン接種情報

※ 3 月 10 日時点の情報です。詳細は、国の方針が決まり次第随時お知らせします。最新の情報などは、市 HP をご覧ください。 ▲市 HP



問 申 市新型コロナワクチン接種コールセンター [☎ 0570-066-070、9 時～ 17 時(日・祝日休み)]

< 令和 5 年 5 月 8 日(月)以降の予定 >

	春夏接種 (5～8月)	秋冬接種 (9～12月)
対象・回数	追加接種が可能な重症化リスクが高い人など(*)を対象に1回	追加接種が可能なすべての年齢を対象に1回

*65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人など

令和 5 年春夏接種(5～8月)を実施予定

オミクロン株対応 2 価ワクチンを基本とした「令和 5 年度春夏接種(5～8月)」を実施予定です。

令和 5 年度の接種券一体型予診票の色は、接種回数にかかわらず「濃いみどり色(12 歳以上)」です。これまでに送付した予診票は使用できませんので、ご注意ください。



※ 5 月 7 日(日)までは、お手元の予診票で接種できます。

甘木公園、石成公園、ふれあい公園

公園遊具が新しくなりました

問 申 市都市整備課(☎ 22-1111)

次の公園の一部遊具を新設しました。ぜひご利用ください。

- ・甘木公園(ブランコ、健康遊具)
- ・石成公園(複合遊具)
- ・ふれあい公園(宮野)(複合遊具)



◀ 甘木公園の新設ブランコ(イメージ図)



▲ 石成公園の新設複合遊具(イメージ図)

◀ ふれあい公園の新設複合遊具(イメージ図)

予診票送付対象・時期

《65 歳以上の高齢者》 前回接種日が早い人から順次案内を送付予定(4 月下旬ごろから)

《基礎疾患を有する人、その他重症化リスクが高い人など》 詳細は、市 HP をご覧ください。

乳幼児(6 カ月～ 4 歳)を対象としたワクチン接種

昨年度に引き続き、令和 5 年度もワクチン接種を実施します。お手元の予診票が使用できます。また、新たに対象となる生後6カ月のお子さんには、随時案内を送付します。

小児(5～11 歳)を対象としたワクチン接種

追加接種(3 回目・4 回目)をオミクロン株対応ワクチンで接種できるようになりました。対象者へ案内・予診票(ねずみ色)を送付しています。また、5 歳になるお子さんで、ワクチン接種を希望する場合は、市コールセンターへご連絡ください。

ゼロカーボンシティ実現のため

ゼロカーボン推進補助金

問 申 市環境課(☎ 23-1153、堤 4-6)

ゼロカーボンシティ実現のため、新たにゼロカーボン推進補助金を始めます。再生可能エネルギー設備の設置や、電気自動車の購入などに対し補助をします。

補助対象設備等

住宅用太陽光発電設備、電気自動車(EV・FCV)、電気自動車等充電設備(V2H)、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH、NearlyZEH)

対象

市税の滞納がなく、市内に居住しているまたは申請年度内に市内に居住する予定である個人

申請書配付場所・市環境課

※市 HP からダウンロードできます。補助対象設備ごとに補助要件があります。補助額など詳しくは市HPをご覧ください。
※予算額に達し次第、終了します。



▲市 HP

4 月 1 日～

市役所の組織機構を変更します

※全体の組織機構一覧は、市 HP をご覧ください。 ▲市 HP



見直しの 3 つの柱

①地方創生を推進する企画振興部を設置、総務部を再編
地方創生や新しい社会ニーズへ柔軟に対応し、魅力あるまちづくりを推進する「企画振興部」を設置。総務部を再編し、行財政管理部門の効率化を図ります(「契約検査課」の新設)。

②第 3 次総合計画の施策に対応した組織の設置
人口減少対策、情報発信の強化、デジタル社会の構築や庁舎・甘木駅周辺を一連としたまちづくりを推進する「シティ

【組織機構図(変更分のみ)】

(3 月 31 日まで) 廃…廃止

部	課・室	係
総務部	人事秘書課	人事秘書係 広報統計係
	総務財政課	文書法制係 財政係 契約・管財係
	防災交通課	消防防災係 交通対策係
	総合政策課	企画政策係 情報化推進係 男女共同参画推進・青少年係
災害復旧担当(総務部付)	復興推進室	復興推進係 被災者支援係 くらしの再建係
庁舎・十文字公園整備室	庁舎整備係	十文字公園整備係
	ふるさと課	地域振興係 コミュニティ推進係

都市建設部	建設課	庶務係 用地管理係 土木係
	公共土木施設災害対策室	庶務係 復旧対策係
	都市計画課	計画管理係 都市整備係 住宅係 建築係
水のまちづくり課	水政策係 水資源係	

プロモーション課」、「DX 推進室」、「都市政策課」を新設。また、総合政策課男女共同参画推進・青少年係を「男女共同参画推進室」へ格上げします。

③平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害に係る復旧・復興状況を踏まえた業務所管の変更
「復興推進室」、「公共土木施設災害対策室」を廃止しますが、引き続き「総合政策課」、「都市整備課」、「建設課」で対応していきます。

(4 月 1 日から) 新…新設 移…移管 変…名称変更

総務部	人事秘書課	2 係(名称略) 新 人材育成係
	総務財政課	文書法制係 財政係 移 コミュニティ推進係
	新 契約検査課 (検査・契約業務の強化)	移 管財係 新 契約検査係
	防災交通課	2 係(名称略)
新 企画振興部	総合政策課	企画政策係 移 復興推進係
	新 DX 推進室 (デジタル化の推進)	新 情報化・DX 推進係
	新 シティプロモーション課 (市の魅力・情報発信の強化)	新 プロモーション推進係 新 ふるさと納税係
	新 男女共同参画推進室	移 男女共同参画推進・青少年係
	移 水のまちづくり課	2 係(名称略)

都市建設部	建設課	3 係(名称略) 移 災害復旧係
	新 都市政策課 (駅周辺のまちづくり推進など)	新 まちづくり企画係 移 計画管理係
	移 庁舎整備室	庁舎整備係
	変 都市整備課 (旧 都市計画課)	変 庶務係 変 都市工務係 住宅係 建築係 移 くらしの再建係

**中古自動車を販売する事業者向け
商品中古軽自動車の
課税免除を行います**

問 市税務課(☎ 28-7562)

次の商品中古軽自動車の課税を全額免除します。
■対象車両…次の両方に該当する商品中古軽自動車
 ・古物商の許可を受けて中古自動車を販売する業者が所有するもののうち、標識が交付されているもの
 ・4 月 1 日現在、登録上所有者かつ使用者であるもの
 ※軽自動車税(種別割)申告書で商品車として申告している車両、または商品車として展示状態にある車両に限る。営業車などの自らが使用する車両、リース車両、試乗車、代車は対象外。
■申請方法…「朝倉市軽自動車税(種別割)課税免除申出書」に次の書類を添付して提出
 ①展示状態と総走行距離が確認できるメーター計の写真
 ②古物商許可番号が記載されているものの写し
 ③自動車検査証または軽自動車届出済証の写し
■申出書配布・申請場所…市税務課(本庁 1 階)、朝倉・杷木支所市民窓口係(1 階)
■申請期間…4 月 3 日(月)～ 28 日(金)(土・日を除く)
 ※申請期間を過ぎると課税免除は適用されませんので、ご注意ください。

**令和 5 年度
国民健康保険税・後期高齢者
医療保険料の年金天引き**

問 市保険年金課国民健康保険係(☎ 28-7558)、
後期高齢者医療係(☎ 28-7557)

世帯主が国民健康保険(以下、国保)に加入しており、国保加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯の国保税は、原則世帯主の年金から天引き、後期高齢者医療保険料は、原則本人の年金から天引きとなります。
 4 月から新たに年金天引きが始まる人は、4 月～ 8 月の天引き額をお知らせする仮徴収額決定通知書を 4 月上旬に送付します。ご確認ください。
 現在すでに年金天引きされている人の 4 月～ 8 月の天引き額は、2 月と同額です。口座振替に変更する申請を行うことで年金天引きを中止することもできます。
 ※これまでの納付状況から口座振替への変更が認められない場合があります。

**納税通知書が届いたら必ず確認を
税金の振替口座の
確認をお願いします**

問 市税務課(☎ 28-7562)

市では、口座振替での納税を推進しています。しかし、口座の変更忘れなどで振替ができないことがあります。納税通知書が届いたときは、記載内容を必ずご確認ください。
 令和 5 年度は、4 月に固定資産税、5 月に軽自動車税(種別割)、6 月に市・県民税、7 月に国民健康保険税の納税通知書を送付します。次の点に注意してください。
■確認事項
 ・口座を解約していないか
 ・口座名義人が亡くなった人のままになっていないか
 ・結婚または離婚などで世帯が変わったのに、前の世帯の家族名義の口座から振替することになっていないか

口座振替の手続きは納期限の 1 カ月前までに
■口座振替の新規・変更手続場所
 ・市税務課(本庁 1 階) ・朝倉・杷木支所市民窓口係(1 階)
 ・市内各金融機関(福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、筑後信用金庫、福岡県信用組合、筑前あさくら農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局)
■必要なもの…通帳、金融機関お届け印

**納期は 5 月 31 日(水)まで
軽自動車税(種別割)
納税通知書を発送します**

問 市税務課(☎ 28-7562)

軽自動車税(種別割)は、毎年 4 月 1 日現在の所有者に課税されます。納税通知書により期限までに納付してください。通知書は 4 月末に発送予定です。
【軽自動車税(種別割)の軽課税率】
 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日に新規取得した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車(新車に限る)について、軽課税率が適用されます。
【軽自動車税(種別割)の重課税率】
 初度検査年月から 13 年を経過した三輪以上の軽自動車は、重課税率が適用されます。本年度は、平成 22 年 3 月 31 日以前に初度検査を受けた車両となります。
■最初の新規検査を受けた年月の確認方法
 自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています。

**令和 5 年 4 月からの支払いにご活用ください
市税の納付方法(キャッシュレス決済)が拡充されます**

問 市税務課(☎ 28-7562)

令和 5 年 4 月から、全国の市町村を対象に地方税共通納税システムにより、納付方法が拡充されます。
 新たに、納付書に印刷される「eL-QR」(QR コード)を自宅のパソコンやスマートフォンなどから読み取り、地方税共通納税システム(eLTAX)の「地方税お支払いサイト」にアクセスすることで、クレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付が簡単にできるようになります。
■拡充される内容
 ・キャッシュレス決済ができるようになります。
 ・全国の共通納税システムに対応した金融機関でお支払いができます。
■電子納付できる税目
 ・固定資産税 ・軽自動車税(種別割) ・市県民税(普通徴収)
■利用可能な納付方法
 ・地方税お支払いサイト
 クレジットカード納付(別途手数料が必要)、口座振替(事前登録が必要)、インターネットバンキングなど利用できます。

**令和 5 年 3 月 31 日(金)まで
市指定金融機関
朝倉・杷木支所内派出所を廃止**

問 市会計課(☎ 28-7569)

市指定金融機関の朝倉支所・杷木支所内派出所は令和 5 年 3 月 31 日(金)に廃止しました。
 なお、市税などの納付は、これまでどおり各支所の窓口で対応します。納付書に記載している金融機関窓口やコンビニでの納付、口座振替などの積極的なご利用をお願いします。

**第 1 期の納期は 5 月 1 日(月)まで
固定資産税
納税通知書を発送します**

問 市税務課(☎ 28-7563)

4 月 5 日に固定資産税納税通知書を発送予定です。
 4 月下旬になっても通知書が届かない場合は、お問い合わせください。期限内の納税をお願いします。

す。24 時間、365 日利用できます。
 ※実際に納付できるのは令和 5 年 4 月 1 日からです。
 ・各種スマートフォンアプリ
 アプリで直接「eL-QR」(QRコード)を読み取って納付できます。対応するアプリについては地方税お支払いサイトをご確認ください。
 ※現在、市で行っているコンビニバーコードを利用したコンビニ納付・Pay Pay アプリ納付も引き続き利用できます。
 ※詳しくは、地方税お支払いサイトまたは eLTAX HP をご覧ください。

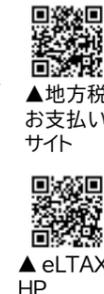


**オンライン講座や会議などに
各コミュニティセンターで
無線 LAN を使用できます**

問 市総務財政課コミュニティ推進係(☎ 22-1111)

オンラインを活用した講座の開催や会議などに対応するため、各コミュニティセンターの会議室などで無線 LAN が使えるようになりました。
 ※松末、志波コミュニティは、施設完成後に整備予定です。

【お詫びと補足】
 広報あさくら令和 5 年 3 月号 4 ページ「市長へのがき」の「バス停に連携した駐車場の設置を」という要望へのお答えとして、「高速バス利用者用の駐車場として、イオン甘木店の協力により、一定台数の駐車スペースを確保しています。」と記載していますが、利用には一定の条件があります。お詫びして補足いたします。
 詳しい条件は、市 HP をご覧ください。



▲地方税お支払いサイト
▲eLTAX HP
 コードが印刷されます。新しい納付書のイメージは中央下部に二次元

朝倉市役所(代表)(☎ 22-1111 FAX 22-1118)

※問合せ・申込先は、8 ページでお知らせした令和 5 年 4 月 1 日からの新しい組織名称を記載しています。
新設や変更のある組織の電話番号は、代表番号を記載しています。

誰もが共生できる地域社会を実現へ 手話言語条例を 知っていますか？

☎ 市福祉事務所(☎ 28-7551 FAX 22-5199)

手話は、日本語や英語と同じように一つの言語です。音声ではなく、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現します。市では、手話への理解を広げ、手話による円滑な意思疎通ができる環境の整備を進めています。手話を言語とするろう者(※)とろう者以外の市民が地域で支え合い、安心して暮らすことができる社会を目指し、この条例を平成 29 年 4 月 1 日に施行しています。

※ろう者とは、音声言語の習得以前から耳が聞こえない人で、主に手話でコミュニケーションを取っている人です。

■市民の役割…手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めましょう。

■事業者の役割…ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めましょう。

■ろう者の役割…手話に関する市の施策に協力し、手話に対する市民の理解促進や手話の普及に努めましょう。

■市の取組

- ・手話通訳者の配置
- ・手話奉仕員の派遣

手話通訳を必要とする人が、市役所などでの手続、病院、学校行事などに行く際に、手話奉仕員を派遣します。

・手話奉仕員・手話通訳者養成講座

市社会福祉協議会に委託して手話奉仕員や手話通訳者を養成する講座を実施しています。

▲手話通訳者を福祉事務所に配置しています。

・手話を学ぶ講座

手話をやってみたい、聴覚障がいについて学びたい市内の保育所・幼稚園や団体などに手話の講師を派遣します。

・遠隔手話

朝倉・杷木支所で手話通訳を必要とする人や、感染症対策のため手話奉仕員の派遣が難しい場合に、パソコンやタブレットで遠隔での手話通訳をします。

▶「今月の手話」を毎月掲載。23 ページに講座情報も。



駅を中心に「夢」をえがこう。 【甘木駅周辺基本構想策定会議】 コンセプト検討部会員を募集

☎ 申 市都市政策課
(☎ 22-1111 ✉ toshi@city.asakura.lg.jp)

甘木駅に人が集まる、甘木駅を中心としたまちづくりを目指すため、みんなで話し合いをする会です。

部会で検討した内容を参考に、甘木駅周辺整備基本構想策定会議で協議します。駅に関わりたい人、活動中の団体の皆さん、ぜひご参加ください。

■募集期間…4月28日(金)まで

■開催日時…年 6 回程度、平日 18 時 30 分ごろ～

※第 1 回は 5 月下旬を予定。詳しくは、別途お知らせします。

■定員…50 人(応募多数の場合は抽選)

■申込方法…電話またはメール

※氏名・年齢・住所・連絡先を明記



▲メール申込

申請はお早めに 下水道への接続や 浄化槽の設置の申請

☎ 申 市上下水道サービスセンター(☎ 22-1119、本庁 5 階)

【公共汚水柵・市設置型浄化槽の設置申請】

下水道がすでに整備された地域で、公共汚水柵がなく、下水道へ接続を希望する人は、公共汚水柵の設置申請が必要です。また、公共下水道や農業集落排水事業等以外の区域では、申請により市が浄化槽を設置し整備を行っています。

申請から工事完了まで数カ月の期間を要するため、早めの申請をお願いします。

■申請期限…11月30日(木)

※期限内に申請しても、予算や工期の都合により、翌年度の工事になる場合があります。

令和 5 年度 上水道の 水質検査計画を公表

☎ 市上下水道課持丸浄水場(☎ 22-1911)

計画に沿って、安全で良質な水道水を届けるための水づくりを目指します。

■公表場所…市上下水道課(本庁 5 階)、市総合案内(本庁 1 階)、持丸浄水場、朝倉・杷木支所市民窓口係(1 階) ※市 HP でも公表しています。

4月1日(土)～ あいのりタクシー、甘木観光バス路線の甘木中央バス停を 西鉄甘木バス停へ移設します

☎ 市防災交通課(☎ 28-7556)

4月1日(土)から、あいのりタクシー、甘木観光バスの甘木中央バス停(杷木方面)を、これまでの甘木郵便局前から西鉄甘木バス停へ移設します。利用者の乗継向上と渋滞緩和のためです。

今後は、あいのりタクシーや甘木観光バスも西鉄甘木バス停へ乗入れます。西鉄甘木バス待合所でバスをご利用ください。

▶ダイヤ改正のお知らせ

《西鉄バス甘木幹線・甘木(都市高速)博多線》

令和 5 年 3 月 25 日にダイヤ改正が行われています。

☎ 西日本鉄道[☎ 0570-00-1010(西鉄お客さまセンター)]

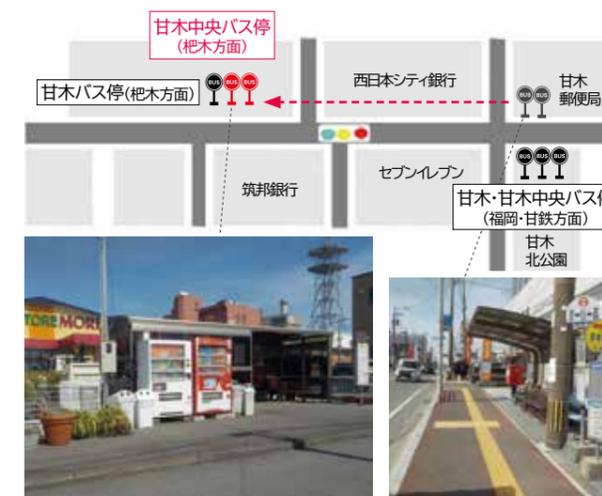
《甘木観光バス田丸線》

令和 5 年 4 月 1 日(土)からダイヤ改正が行われます。

☎ 甘木観光バス(☎ 24-0023)

※詳しくは、各運行事業者 HP をご覧ください。

【4月1日(土)からのバス停移設後】



▲移設先の西鉄甘木バス停

▲3月末までの甘木中央バス停

令和 5 年度 土地・家屋の評価額や自分の固定資産課税内容を確認できます

☎ 市税務課(☎ 28-7563)

【縦覧】納税者への公開制度

土地・家屋の価格(評価額)は、固定資産評価基準に基づき、実地調査などで評価・決定されます。縦覧とは、評価額などを納税者に公開するための制度です。自己の資産に加え、市内の他の資産価格も縦覧できますので、比較してその適正さを確認できます。

【閲覧】自己資産の税額などを知りたいときの制度

納税義務者が自分の資産について記載のある部分を閲覧できるほか、借地・借家人などに対してもその借地・借家対象資産について固定資産税の課税内容を明らかにします。

■期間

《縦覧》4月3日(月)～5月1日(月)

《閲覧》4月3日(月)～(随時) ※土日・祝休日を除く

■場所

《縦覧・閲覧》市税務課(本庁 1 階)

《閲覧のみ》朝倉・杷木支所市民窓口係(1 階)

■必要なもの…本人確認ができるもの(運転免許証など)、納税通知書

■縦覧・閲覧できる人とその範囲…各下表のとおり

縦覧できる人	縦覧範囲
・固定資産税の納税者 ・納税者の同一世帯の人 ・委任状を持参した人	朝倉市に所在する土地・家屋 (非課税物件を除く)
閲覧できる人	閲覧範囲
・固定資産税の納税義務者 ・納税者の同一世帯の人 ・委任状を持参した人	当該納税義務に係る固定資産
・土地や家屋について、使用または収益を目的とする権利を有する人(賃借権などの対価が支払われるものに限る)	当該権利の目的である固定資産(権利を証する書類の提示が必要)

【審査の申出ができます】

土地・家屋の価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。

■申出ができる期間…4月1日～納税通知書を受け取った日後 3 カ月

地域介護予防活動支援事業



「元気カフェ補助金」申請団体を募集します

問 申 市介護サービス課(☎ 28-7590、本庁 2 階)

地域の皆さんが主体となり、地域の集会所などで行われている「通いの場(元気カフェ)」に対して、運営にかかる費用の一部を補助します。

■補助要件…次のすべてを満たすこと

- ①運動、レクリエーション、趣味などを通じた日中の高齢者の居場所づくりの活動
- ②週 1 回以上、定期的開催
- ③ 1 回の開催時間が 2 時間以上
- ④ 6 カ月以上継続して実施している(またはその体制が整っている)
- ⑤ 65 歳以上の人が 5 人以上参加している
- ⑥営利活動、政治活動または宗教活動を行わない
- ⑦国または地方公共団体から補助金等の交付を受けていない

■補助対象…報償費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料など(詳しくはお問い合わせください)

■補助対象期間…令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月

■補助上限額…活動月数に 5000 円をかけた額
《例》申請対象月が令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の場合、5000 円×12 カ月=6 万円が上限

※申請多数の場合は、上限額を減額することがあります。

■申請方法…申請書と必要書類を提出

■申請書配布場所…市介護サービス課、朝倉・杷木支所市民窓口係(1 階)

※市 HP からダウンロードできます。

■申請期間…4 月 1 日(土)～6 月 30 日(金)



▲市 HP



▶サロニエ広瀬かじの会の活動の様子

受講料などを補助します



介護サービス事業所の
人材確保事業

問 申 市介護サービス課(☎ 28-7586、本庁 2 階)

市内の介護サービスを充実させるため、介護の入門的な資格を取得する際の受講料などを補助します。

■対象資格…介護職員初任者研修

■対象者…令和 5 年 4 月 1 日以降に研修を修了し、市内の訪問介護事業所で介護職員として 6 カ月継続して勤務している人

※正規・非正規を問いません。他の公的機関から類似の補助を受けている人は対象外です。

■対象費用…受講料、教材費(上限 5 万円)

■必要なもの…受講料、教材費の領収書、就業先の運営法人が発行する雇用証明書(申請の日前 30 日以内に発行されたもの)

※詳しくは市 HP をご確認ください。



▲市 HP

高齢者の相談や介護予防など



ご相談は
地域包括支援センターへ

問 市介護サービス課(☎ 22-1116)

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの身近な相談窓口です。いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護に関する悩みや心配ごとのほか、福祉・健康・医療などに関するさまざまな支援を行っています。

お住まいの地区を担当するセンターにご相談ください。

■相談料…無料

名称	場所・電話	担当地区
秋月・甘木地域包括支援センター	菩提寺 183-53 (ラ・パス内) ☎ 23-1322	上秋月・秋月・安川・甘木・立石
南陵・十文字地域包括支援センター	城 859 (きらく荘内) ☎ 21-1837	馬田・福田・蜷城・金川・三奈木・高木・美奈宜の杜
比良松・杷木地域包括支援センター	入地 2262-1 (いしずえ荘在宅部内) ☎ 23-8823	朝倉・宮野・大福・松末・杷木・久喜宮・志波

令和 5 年度 提案公募型協働事業



まちづくりのアイデアを募集

問 市総務財政課コミュニティ推進係(☎ 22-1111)

皆さんの企画提案による公益的な事業を提案者と市が協働で取り組み、地域の課題解決に取り組みます。

現在活動中・活動を予定している団体の皆さんや豊富な知識と経験を生かした企画を持つ皆さん! あなたの自由な発想によるアイデアをこの機会に提案してみませんか。

■補助金の種類

①協働事業型補助金 ②スタートアップ応援補助金

※②は、協働事業型補助金の申請はまだ難しいけれど将来的にやってみたいというアイデアの芽をご提案ください。

▶募集概要

【共通】詳しくは、募集要項をご覧ください。

■募集期間…4 月 1 日(土)～21 日(金)(必着)

■募集要項配布場所…市総合案内(本庁 1 階)、朝倉・杷木支所市民窓口係(1 階)

※市 HP からダウンロードできます。

※募集期間中は事業に関する相談を随時受け付けています。気軽にご相談ください。



▲市 HP

【①協働事業型補助金】

■対象団体…5 人以上で構成されている団体(NPO・ボランティア団体、市民グループなど)

■審査方法…書類審査と公開プレゼンテーション

■補助金額…補助対象経費(注1)の 10/10 以内、1 事業につき 50 万円を上限

(注 1)対象とならない経費もあります。

【②スタートアップ応援補助金】

■対象団体…5 人以上で構成されている団体(NPO・ボランティア団体、市民グループなど)で、令和 5 年 4 月 1 日時点で設立から 3 年以内の団体

■審査方法…書類審査とヒアリング

■補助金額…補助対象経費(注 1)の 10/10 以内、1 事業につき 10 万円を上限

▶令和 4 年度は次の事業に取り組みました

【アサクラリアル】

■事業名…地域活性化情報マガジン「アサクラリアル」発行プロジェクト

■事業内容…朝倉エリアを中心としたフリーペーパー「アサクラリアル」を制作、出版しました。また、オリジナルグッズなどのブランディング企画・販売を行いました。



▲1月に「神社」をテーマに発刊しました。

【芸術実験準備室】

■事業名…地域活性化アートプロジェクト「芸術実験」

■事業内容…アート展示や講演会、ワークショップの開催を通して、地域の活性化と文化芸術の醸成を図りました。旧朝倉幼稚園で開催したアート作品の展示では、朝倉市の地域性をテーマに魅力再発見や発信を行い、観光や転入のきっかけを作りました。

※下記事参照

地域活性化アートプロジェクト「芸術実験」



場と呼応する 旧朝倉幼稚園×現代アート

問 市文化・生涯学習課(☎ 22-0001)

3 月 4 日～12 日、旧朝倉幼稚園で芸術実験が開催されました。

展示されたのは、彫刻、染織、絵画、デジタルなど福岡県ゆかりのアーティストたち 7 人の作品。それぞれが独特な存在感を放ちつつ、旧幼稚園の空気と絶妙に呼応。鑑賞目的で市外から訪れた人や、昔園に通っていたという地元の人などたくさんの来場者とその空間を味わいました。

主催した準備室代表の秋重さんは「今後も日常や地域にアートを取り込む仕掛けをしていきたい」と振り返りました。



▲現場を見て着想した作品や、ワークショップで子どもたちと一緒に作った作品も展示されました。期間中の平日は市役所本庁でも開催されました。

保険料を納めるのが困難な学生へ

国民年金保険料の学生納付特例制度をご利用ください

問 申 市保険年金課(☎ 28-7561、本庁1階)

国民年金は、老後や病気・けがで収入を得るのが困難になったときや、一家の働き手が亡くなったときに備える制度です。日本に住んでいる20歳から60歳未満の人が加入し、保険料(令和5年度は月額16520円)を納める必要があります。

学生で所得の少ない人は、在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。保険料を納めるのが困難なときは、そのままにせず申請しましょう。ただし、猶予期間は、老齢基礎年金を受け取るための必要な期間として算定されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

【猶予により10年以内は追納可能】

猶予期間分は、10年以内(例えば、令和5年4月分は令和15年4月まで)であれば、保険料を納めること(追納)ができます。なお、3年度以上さかのぼって追納する場合は、当時の保険料に加算額がつきます。

■対象…国内の大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限が1年以上

の課程)に在学している人(夜間・定時制課程や通信課程の人を含む)

※申請の2年目以降は、日本年金機構からはがきの申請書が届きます。

■承認期間…令和5年4月(または20歳の誕生日)～令和6年3月

※申請時点から2年1カ月前までの期間もさかのぼって申請できます。学生であった期間で手続きをしていない人は、早めに申請してください。

■申請開始…4月3日(月)

※令和5年3月以前の期間(申請時点から2年1カ月前までの期間に限る)は、随時受付。

■必要なもの

- ①基礎年金番号通知書(年金手帳)またはマイナンバーカード
- ②学生証(有効期限が記載されたもの)の写しまたは在学証明書
- ③顔写真付きの本人確認できるもの(来庁者)
- ④雇用保険被保険者離職票(会社などを退職し学生となった場合)

届出はお早めに

国民健康保険の加入・脱退には必ず届出を

問 市保険年金課(☎ 28-7558)

【国民健康保険への加入】

他の健康保険などに加入していない人は、国民健康保険(以下、国保)に加入しなければなりません。

国保税は届出をした月からではなく、資格を得た月から納める必要があります。なお、保険証がない間にかかった医療費は、いったん全額負担となることがあります。

■必要なもの

- ・健康保険資格喪失証明書
- ・マイナンバーカードまたは顔写真付きの本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、障害者手帳など)
- ・口座振替の場合は通帳、金融機関お届け印

【国民健康保険からの脱退】

今まで国保に加入していた人で、職場の健康保険などやその扶養に認定された人は、国保の資格を喪失するため

の手続きが必要です。手続きをしないと保険の二重加入になり、社会保険料・国保税の両方がかかってしまいます。

なお、国保の保険証を使って病院を受診していたときは、国保が負担した医療費を後で返還しなければなりません。

■必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・新たにできた保険証
- ・マイナンバーカードまたは顔写真付きの本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、障害者手帳など)

【加入・脱退の届出】

■届出先

- ・市保険年金課(本庁1階)
- ・朝倉・杷木支所市民窓口係(1階)



相談はお早めに

農業関係の補助事業
要望相談の受付

問 市農業振興課(☎ 52-1427、朝倉支所1階)

農業経営の安定化や所得向上、生産の振興を図るため、国、県、市では各種補助事業を実施しています。各事業には採択要件がありますので、詳しくは市やJAへお問い合わせください。なお、平成29年豪雨災害による災害復旧事業の補助要望相談の時期は、別途対象者宛てにお知らせします。

■相談期間・場所…通年(随時)、市農業振興課

※JA部会員の人は、JA補助事業担当窓口へ
※令和6年度補助事業の相談受付は、令和5年8月末まで。令和5年度分の受付は終了しています。

■補助対象…普通作用機械類、園芸作物(野菜・果樹・花きなど)用機械類・パイプハウス・灌水施設・果樹棚・果樹苗、加工用機器類、畜産用機械類・施設、減農薬の取組などの費用の一部

■補助要件など

対象者、補助内容、補助率、経営規模・面積などの要件が補助事業によってさまざまです。要件を満たさない場合は、受付ができません。どの補助事業も、目標を設定して達成させ、その成果について数年間報告する必要があります。

令和5年度

土づくり事業費補助金
(たい肥購入費助成)

問 市農業振興課(☎ 52-1427)

市内農業者を対象に、市内の農地(10a以上)に使う成熟たい肥購入費を助成します(予算内に限る)。

■対象作物・量(10a当たり)

- ①果樹(ぶどう・梨・桃・柿・栗・いちじく・すもも・キウイフルーツ・柚子・かぼす・酢橘・梅)重量200kg超～2000kg)
- ②野菜/重量400kg超～3000kg
- ③植木など(植木・苗木・花き茶/重量400kg超～3000kg)

■補助率…補助対象たい肥購入費の1/2以内

※単価は、朝倉堆肥センター万能堆肥を上限とする。※産地緊急支援事業など(国・県の事業)により、たい肥を購入した農地は対象になりません。

■対象たい肥

市内で生産かつ販売された成熟たい肥(令和6年2月末までに購入し、3月末までに施肥するものに限る)
※申請受付については、12月ごろお知らせします。

「食」の自立支援事業

在宅の高齢者などへ
配食サービスで安否確認

問 申 市介護サービス課(☎ 28-7590、本庁2階)

食の確保ができない在宅の高齢者などへ昼食と夕食の配食サービス(弁当の配達)を実施し、弁当を手渡することで安否確認を行っています。

■対象…次のすべてを満たす人

①市内在住の65歳以上ひとり暮らし世帯または65歳以上のみの世帯など

②持病などで調理することができず、買い物にも行けない(自宅近くに店舗などがなく、車の運転ができない)など

※本人の心身の状況や家族の支援状況、その他の環境などの調査を行います。車の運転をしている人、子世帯が同一敷地内や隣接地に住んでいる人は、対象外です。

■負担額…1食あたり470円

■申込先

市介護サービス課または各地域包括支援センター(下記3カ所)

- ・秋月・甘木地域包括支援センター(☎ 23-1322、ラ・パス内)
- ・南陵・十文字地域包括支援センター(☎ 21-1837、きらく荘内)
- ・比良松・杷木地域包括支援センター(☎ 23-8823、いしづえ荘在宅部内)

医療的ケア児等在宅レスパイト事業

訪問看護の延長分を助成

問 申 市福祉事務所(☎ 28-7551)

自宅で生活する医療的ケア児などを介護する家族の負担を軽くするため、訪問看護を延長して利用した際にかかる費用の一部を助成します。

■対象…次のすべてを満たす人を在宅で介護している同居家族

①朝倉市内に住んでいる

②現在、訪問看護により医療的ケア(※)を受けている
※医療的ケアとは、人工呼吸器管理、たん吸引や経管栄養など、日常生活に不可欠な医療的支援をいいます。

■助成額…助成対象時間1時間あたり7500円(年間48時間まで)

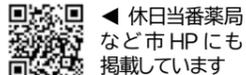
■申請方法…利用している訪問看護ステーションを通じて、申請書類を提出

【お知らせ】「朝倉地域休日夜間急患センター」の「小児科診療時間」が、4月1日から変わります。ただし、23時以降に重篤な救急患者が来院した場合は、これまで通り当直医が対応します。

診療のお知らせ 4月1日～30日

休日当番医/歯科休日急患診療	外・外科系	内・内科系	
2日(日)	医 まつぎきクリニック	堤	☎ 22-1066
	歯 河原歯科医院	菩提寺	☎ 23-1717
9日(日)	医 重松医院	杷木池田	☎ 62-0721
	歯 きたじま歯科クリニック	杷木久喜宮	☎ 62-3500
16日(日)	医 福嶋医院	三奈木	☎ 22-3116
	歯 きごこうじ歯科矯正歯科	大庭	☎ 52-2636
23日(日)	医 藤井整形外科内科医院	筑前町	☎ 092-926-1417
	歯 草場歯科医院	堤	☎ 22-1020
29日(土・祝)	医 太刀洗病院	筑前町	☎ 22-2561
	歯 くぼやま歯科医院	堤	☎ 21-1457
30日(日)	医 山鹿医院	杷木志波	☎ 62-0501
	歯 こが歯科クリニック	堤	☎ 24-8055

※当番医の診療時間は9時～17時。歯科の診療時間は9時～15時。
※当番医の変更や診療時間などは電話でご確認ください。



休日当番薬局
など市HPにも
掲載しています

休日夜間急患センター [朝倉医師会病院内(来春)] (☎ 23-0077)	
内科	平日 20時～翌7時
外科	土曜日 12時30分～翌9時
	日曜・祝日 9時～翌7時
小児科	平日 19時30分～23時
	土曜日 17時～23時
	日曜・祝日 9時～23時

小児科救急医療相談(聖マリア病院内)
(☎ 092-731-4119)

※平日19時～翌7時、土曜12時～翌7時、日曜・祝日7時～翌7時の開設

相談コーナー 4月1日～30日 ・各相談とも無料 ・予約制

	日時	場所	問い合わせ
行政相談	19日(水)13時～15時	ピーポート甘木	市人事秘書課(☎ 22-1117)
	4日(火)13時～15時	朝倉老人福祉センター	市社協朝倉支所(☎ 52-0154)
	12日(水)13時～15時	杷木老人福祉センター	市社協杷木支所(☎ 63-3543)
心配ごと相談	11日・25日(火)13時～15時	ピーポート甘木	市社協(☎ 22-7834)
	4日・18日(火)13時～15時	朝倉老人福祉センター	市社協朝倉支所(☎ 52-0154)
	12日・26日(水)13時～15時	杷木老人福祉センター	市社協杷木支所(☎ 63-3543)
予 法律相談	3日・17日(月)13時～15時	ピーポート甘木	市社協(☎ 22-7834)
予 甘木・朝倉広域圏法律相談	右記法律事務所と調整		日野総合法律事務所(☎ 21-2624)
	※甘木・朝倉広域市町村圏事務組合または市人事秘書課、朝倉支所、杷木支所で紹介カードの発行を受け、右記のいずれかに予約		松本・永野法律事務所(☎ 23-9090) 奔流法律事務所(☎ 23-9933)
予 司法書士相談	13日(木)13時～15時	ピーポート甘木	市社協(☎ 22-7834)
人権相談	12日(水)9時～16時	福岡法務局朝倉支局	同局(☎ 22-2455)
	18日(火)13時～15時	朝倉老人福祉センター	市社協朝倉支所(☎ 52-0154)
	26日(水)13時～15時	杷木老人福祉センター	市社協杷木支所(☎ 63-3543)
消費生活相談	平日10時～16時	市消費生活センター	同センター(☎ 52-1128)
	25日(火)10時～16時	ピーポート甘木	
	12日(水)10時～16時	杷木老人福祉センター	市社協杷木支所(☎ 63-3543)
家庭児童・母子相談	平日8時30分～17時15分	市子ども未来課(本庁)	同課(☎ 22-1112)
	※各支所へ事前予約すれば支所でも相談できます		
農地相談	14日(金)13時～15時	市役所朝倉支所	市農業委員会事務局(☎ 52-1896)
予 県巡回交通事故相談	27日(木)10時～15時	市役所本庁	県交通事故相談所(☎ 092-643-3168)
予 障がい者無料相談	20日(木)13時30分～16時	ピーポート甘木	
	18日(火)13時30分～16時	朝倉老人福祉センター	市福祉事務所(☎ 28-7551)
	19日(水)13時30分～16時	市役所杷木支所	
予 エイズ、B型肝炎などの相談・検査	月曜日9時30分～10時30分	北筑後保健福祉環境事務所	同事務所(☎ 22-4190)
予 こころの健康相談	火曜日13時～15時	北筑後保健福祉環境事務所	同事務所(☎ 22-3965)
予 年金相談	12日・26日(水)10時～15時	朝倉商工会議所	南福岡年金事務所(☎ 092-552-6112)
予 若者自立・就業相談	7日(金)10時～17時	ハローワーク朝倉	筑後若者サポステ(☎ 0942-30-0087)
予 “縁”結び相談	火～日曜日10時～17時15分	旧甘木朝倉市町村会館(希声館)	あさくら JUNOALL(☎ 28-7548)
予 教育相談	平日9時～16時30分	市教育支援センター	同センター(☎ 22-3399)
予 DV・就業等相談	平日9時～16時	男女共同参画センターあすみん	同センター(☎ 62-3375)
電話	あさくら女性ホットライン(☎ 092-513-7337)、平日10時～17時		
	妊婦 赤ちゃん・子育て 思春期 SOS 電話相談(☎ 092-642-0110)、年末年始以外毎日9時～17時30分		

飼い犬には年1回の狂犬病予防注射が義務



狂犬病予防集団注射のお知らせ

市環境課(☎ 23-1153)

■日時・場所…表のとおり

どの会場でも登録・注射ができますので、都合の良い会場にお越しください。当日は雨天でも実施しますが、気象警報などが発令された際は中止することがあります(市HPでお知らせします)。

※飼い犬には、一生に1度の登録(生後91日以上)と年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

【愛犬健康チェック表を活用しましょう】

すでに登録している人には、愛犬健康チェック表を事前に郵送します。チェック表を記入し、必ず会場に持参ください。記載内容に誤りがある場合は、朱書きで訂正をお願いします。死亡している場合は市環境課へ連絡してください。

■費用

《登録済みの犬》注射手数料・注射済票手数料 3150円
《新規登録の犬》注射手数料・登録および注射済票手数料 6150円

■注意事項

首輪とリードを装着し(ハーネス不可)、必ず犬を制御できる人が連れてきてください。飼い主による犬の制御が十分にできない場合は、動物病院での接種をお願いすることがあります。

🐾 目指せ「満点飼い主」

市には、フンの放置や放し飼いなどの苦情が多数寄せられています。飼い主も愛犬も地域社会の中で暮らすために、ルールとマナーを守って「満点飼い主」を目指しましょう。

☑ 犬を飼うときの5つのルール

- しつける
- 最期まで面倒をみる
- 登録・狂犬病予防注射をする
- フンを持って帰る
- つなぐ(放し飼いや散歩で放すことの禁止)

【1次注射】

期日	時間	場所
4月17日(月)	9時30分～10時	立石コミュニティセンター
	10時15分～35分	ピーポート甘木
	10時55分～11時25分	JA秋月支店 倉庫前
4月18日(火)	13時40分～55分	美奈宜の杜コミュニティセンター
	14時15分～30分	高木コミュニティセンター 佐田分館
	9時40分～10時10分	金川コミュニティセンター
	10時30分～11時	三奈木コミュニティセンター
4月19日(水)	13時30分～50分	蟠城コミュニティセンター
	14時10分～40分	福田コミュニティセンター
	14時55分～15時20分	旧JA馬田支店 倉庫前
	9時40分～10時10分	市役所杷木支所
	10時30分～45分	旧松末小学校
4月19日(水)	11時10分～25分	久喜宮コミュニティセンター
	13時30分～45分	旧JA志波支店 倉庫前
	14時5分～40分	朝倉体育センター

【2次注射】

期日	時間	場所
5月8日(月)	13時40分～55分	市役所杷木支所
	14時25分～45分	朝倉体育センター
	15時15分～30分	ピーポート甘木

【動物病院でも注射済票の交付ができます】

病院名	住所
コジマ動物病院	馬田 328-1
坂田犬猫病院 (犬猫医療センター)	甘木 2002-1
甘木動物病院	筑前町弥永 363-1
池田動物診療所	筑前町原地蔵 1897-1
アニマルクリニック夜須	筑前町下高場 618
ところ動物病院	うきは市浮羽町高見 1436-1
たかお動物病院	うきは市吉井町新治 358-7
みくにの動物病院	小郡市三沢 2438-6

動物病院で狂犬病予防注射を受ける場合も、愛犬健康チェック表を持参してください。

